

令和3年第30回公安委員会会議録

日 時	自午後 1時30分 11月25日（木曜日） 至午後 5時00分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	下山委員長 高木委員 小野委員 廣塚委員 宮尾委員	
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長	

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞12件、意見の聴取15件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 熊本県警察「年頭視閲式」及び「逮捕術大会」の開催について

(1) 令和4年熊本県警察年頭視閲式

ア 開催目的

新年にあたり、県民の安全と安心の確保に向けた警察の姿勢と決意を部内外に示すとともに、警察職員の士気高揚を図り、県民の期待と信頼に応える強い警察を確立するために開催するもの。

イ 開催日時、場所

令和4年1月7日（金）午前10時開式
 熊本市中央区渡鹿4丁目2番1号 熊本県警察学校グラウンド

ウ 実施要領

(ア) 式次第

開会宣言、視閲、通常点検、視閲官訓示、訓練披露、閉会宣言等

(イ) 視閲官

熊本県警察本部長

(ウ) 部隊編成（指揮官以下約200人）

a 指揮官等

指揮官～生活安全部長、副官～通信指令課長

b 各部隊

一般部隊、交通機動隊、九州管区機動隊、音楽隊

(2) 令和3年度熊本県警察逮捕術大会

ア 開催目的

現場執行力を備えた警察官を育成するため、各所属においては、日頃から柔道、剣道及び逮捕術訓練に励んでいるが、その訓練成果を検証するとともに、各所属の団結心（絆）をより強固にする目的から開催するもの。

イ 開催日時、場所

令和4年2月4日（金）午前9時開会
 熊本市中央区出水2丁目7番1号 熊本市総合体育館

ウ 実施要領

	第1部（午前の部～10チーム）	第2部（午後の部～15チーム）
所属	警察本部、熊本中央、熊本南、熊本東、熊本北合志、玉名、大津、宇城、八代	荒尾、山鹿、菊池、小国、阿蘇、高森、御船、山都、芦北、水俣、人吉、多良木、天草、上天草、牛深
選手	○ 先鋒（女警） 警棒対警棒 ○ 次鋒（男警） 警棒対警棒 ○ 副将（男警） 警棒対短刀 ○ 大将（男警） 警棒対警杖	○ 先鋒（男警） 警棒対警棒 ○ 中堅（男警） 警棒対短刀 ○ 大将（男警） 警棒対警杖
試合	リーグ戦、リンク戦による予選の後、4チームによる決勝トーナメント戦を実施し、各部とも「優勝」「2位」「3位」を表彰	

【委員からの質問等】

委員から「第2部は、所属の規模が小さいということで、女性の出場はないのか」旨の質問があり、警察側から「小規模の警察署では女性警察官の人数が少ないことから、業務への支障も考慮して、第2部では男性警察官のみとなっている。女性にとっても逮捕術は重要なので、普段の訓練でしっかりと取り組んでいきたい」旨の説明があった。

2 年末における警戒活動の強化について

(1) 実施目的

事件等が発生しやすい年末における県民の「安全・安心」な暮らしを確保するため、総合的な体制を確立した警察活動を集中的に行うとともに、防犯ボランティア団体、自治体、事業者等と連携・協働した取組を強化し、年末における各種犯罪防止を図る。

(2) 活動期間

ア 年末の警戒活動

令和3年12月1日(水)から同月31日(金)までの31日間

イ 特別警戒活動

令和3年12月20日(月)から同月31日(金)までの12日間

(3) 活動の基本

制服・パトカーによる「見せる街頭活動」の強化

(4) 活動重点

ア 金融機関、コンビニ店等深夜営業店舗対象強盗事件の防止

イ 「電話で『お金』詐欺」の被害防止

ウ 子供・女性に対するわいせつ・声かけ事案の被害防止

エ 被災地における警察活動の強化

オ 繁華街における警察活動の強化

(5) 主な取組（予定）

ア 本部員による特別警戒活動（12月1日～30日）

(ア) 熊本市内の小学校区における通学路パトロール（12月1日～23日）

(イ) 熊本市中心繁華街における夜間パトロール（12月24日～30日）

(ウ) JR熊本駅における警戒監視活動（12月1日～30日）

イ 年末警戒出発式の開催

(ア) 生活安全部及び交通部合同出発式の開催（12月21日）

(イ) 各警察署における出発式（12月1日～21日）

ウ その他

「電話で『お金』詐欺」被害防止広報キャンペーン、金融機関における強盗訓練、列車内における不審者訓練、一日警察署長委嘱による啓発イベント等

【委員からの質問等】

委員から「見せる街頭活動が非常に大事になると思うので、しっかりとやっていただきたい」旨の意見があった。

第3 審議

熊本県警察運営方針並びに令和4年運営重点及び推進施策の策定について警務部から説明があり、審議が行われ、原案どおり承認された。

【委員からの質問等】

委員から「年単位で策定されているが、予算との関係で、年度単位とした方が予算の裏付けが付けやすいのではないか」旨の質問があり、警察側から「警察庁を始め警察では年単位で方針を決めていることが多い。また、重点は毎年大幅に変わるといってもいいので、年度単位で定めなくても、業務上支障はないと考えている」旨の説明があった。

また、別の委員から「新たに推進施策に『政治・行政・経済をめぐる不正事犯に対する取締りの強化』が追加されているが、コロナ禍での経済犯罪、持続化給付金の不正受給などが増えたということか」旨の質問があり、警察側から「それもあるが、選挙違反、贈収賄事件、企業犯罪など、政治的不正、構造的不正を取り締まっていくということを大きく捉えて記載している」旨の説明があった。

さらに別の委員から「限られた警察力を最大限に活かして安全安心を確保していくためにも、PDCAサイクルで取り組んで行くことが大事である」旨の意見や、「内容もよく検討されていてこれでいいと思う。こういうことをやっていくんだということを、末端の職員まで理解できるように、分かりやすい形で職員に示してもらいたい」旨の意見があった。

第4 報告・決裁等

- 1 ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況についての報告
人身安全対策課長から報告が行われた。
- 2 警察用航空機の非稼働時における援助協定についての決裁
警備第二課次席から説明があり、決裁が行われた。
- 3 苦情（R3No.15, 19, 20）調査結果についての決裁
広報県民課次席から説明があり、決裁が行われた。
- 4 令和3年第29回公安委員会会議録の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 5 審査請求（R3No.5）反論書受理の報告
公安委員会事務室から報告が行われた。